



10月から 不燃・キケン・粗大ごみ 排出できる数を拡大します!!

市では、毎月の「不燃・キケン・粗大ごみ」の一家庭から排出できる数量を10月から次のとおり変更します。

変更前	不燃・キケン・粗大ごみ
袋と合わせて 5個程度	
変更後	不燃・キケン 5袋程度
変更後	粗大ごみ 5個程度

注意事項

- 1 分別方法についての変更はありません。
- 2 可燃・生ごみについては、これまでどおり5袋程度となります。



せん定枝を無料で回収します

恵庭市では、本年10月時(土曜日は除く)は、せん定した樹木や枝をごみ処理場に直接搬入された方は無料で回収するモデル事業を実施します。

無料回収期間 平成26年10月1日(水)～31日(金)

注 土曜日の搬入は有料となります。
日曜日の搬入はできません。

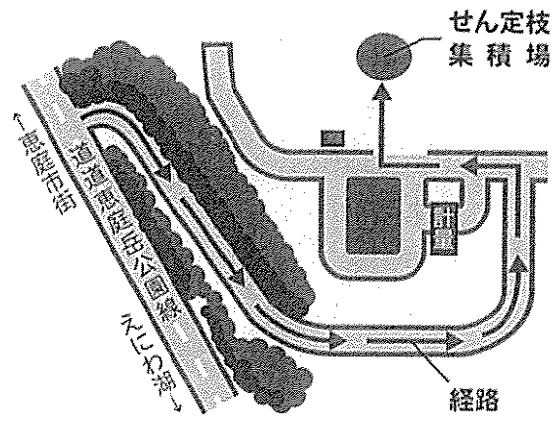
搬入方法

- ①計量場で計量する必要はありません。
- ②誘導員の指示に従って搬入してください。
- ③せん定枝集積場にて受付後、搬入してください。

ごみ処理場 搬入経路図

※搬入場所は、ごみ処理場(盤尻255-4)となります。

※処理場内での経路は下記のとおりです。



搬入対象者

- ①恵庭市内に居住し、市内自己所有地から排出されたせん定枝をごみ処理場に自己搬入できる方。

注 業者に依頼した場合は、無料搬入はできません。

②事業者の方のせん定枝は搬入できません。

搬入できるせん定枝

原則、直径30cm程度、長さ150cm以内に束ねて縛ったもの。ただし、係員の誘導のもと搬入者自身で所定の場所に整理していただける場合は縛らなくてもよいです。葉が付いていてもよいです。

注 袋に入ったせん定枝は、搬入できません。

注 家庭から排出される草などは持ち込みできません。